

平成 22 年度高松市人事行政の運営等の状況について

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 58 条の 2 および高松市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年高松市条例第 7 号）第 6 条の規定に基づき、平成 22 年度の高松市の人事行政の運営等の状況の概要を公表します。

平成 23 年 9 月 30 日

高松市長 大 西 秀 人

1 任免および職員数

1 職員の任免

(1) 職員の任免状況

（単位：人，平成 22 年度）

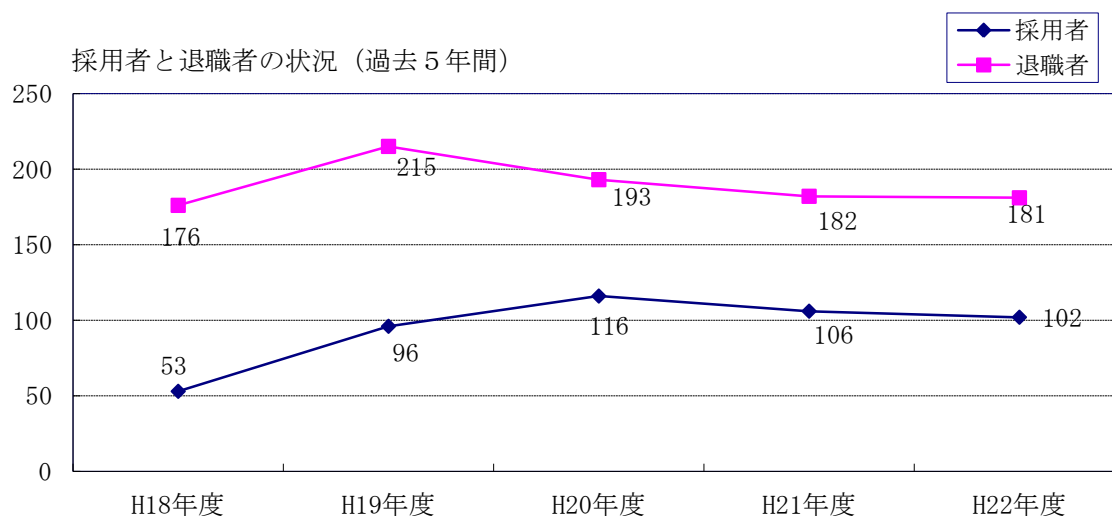
区 分	採 用	退 職			昨年度 採用	昨年度 退職
		定 年	勸 奨	自己都合 その他		
事務	23	34	3	3	17	64
福祉					1	
介護						1
司書						
学芸員						
文化財専門員	2					
土木	2	5	1			1
農業土木		5				
建築	6	1			3	2
機械	3					3
電気	3	2			2	5
化学		3				
農業						
水産						
園芸						1
造園		1				

区 分	採 用	退 職			昨年度 採用	昨年度 退職
		定 年	勸 奨	自己都合 その他		
保育士	18	1	18	8	24	29
医師	8	1	1	6	7	12
歯科医師						
薬剤師	3	1		1	4	1
栄養士						
診療放射線技師					1	
臨床検査技師					2	2
臨床工学技士	1					
理学療法士	1	1				
視能訓練士						
作業療法士						
言語聴覚士	1				1	
歯科衛生士						
歯科技工士		1				
あん摩マッサージ指圧師						
臨床心理検査士						
獣医師	2				2	2
保健師	5	3			6	2
助産師	1		1			
看護師	3	3	12	9	8	12
消防	20	25	1		24	22
技能職員		18	8	4	4	23
計	102	105	45	31	106	182

(2) 採用試験の実施状況 (平成 22 年度)

職種		申込者数 (人)	受験者数 (人)	1次合格 者数(人)	最終合格 者数(人)	実競争率 (倍)	年齢上限 (歳)
大学卒	事務	364	290	95	22	13.2	32
	事務【身体障がい者対象】	5	5	1	0	—	32
	事務(情報処理)	14	13	5	0	—	32
	土木	16	14	10	5	2.8	32
	電気	6	6	3	0	—	32
	化学	10	10	4	1	10	32
	建築	8	8	2	1	8	32
	建築【経験者対象】	10	10	6	2	5	59
	獣医師(6月)	1	1	1	1	1	39
	獣医師(9月)	2	1	1	0	—	39
	保健師	31	24	11	3	8	32
	消防	149	134	31	7	19.1	32
短大卒等	事務	21	16	8	1	16	29
	事務【身体障がい者対象】	0	—	—	—	—	29
	土木	3	2	1	0	—	29
	電気	1	1	1	1	1	29
	保育士	117	107	70	21	5.1	29
	保育士【経験者対象】	10	9	7	5	1.8	38~48
	理学療法士	4	4	4	1	4	32
	助産師(6月)	0	—	—	—	—	39
	助産師(9月)	0	—	—	—	—	39
	看護師	5	5	5	2	2.5	39
高校卒	事務	37	28	5	2	14	27
	事務【身体障がい者対象】	3	3	2	1	3	27
	土木	3	2	2	1	2	27
	消防	73	67	15	3	22.3	27
	技能職員	8	8	3	1	8	27

(注) 1 獣医師および助産師については、6月、9月の2回実施しました。



(注) 採用者については、市町合併による関係町等からの採用分を除く。

2 職員数

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

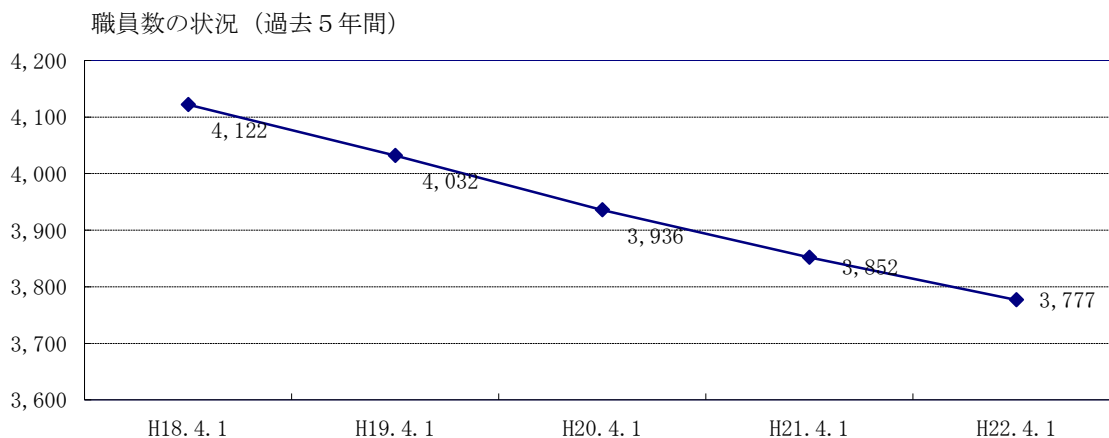
(単位：人、各年4月1日現在)

区 分 部 門		職員数		対前年 増減数	主な増減理由など
		平成 21 年	平成 22 年		
一般行政	議 会	20	20		【増要因】 業務量の増加など 33人 課等新設・担当配置 6人 再任用職員の正規化 2人 欠員の補充 3人 【減要因】 事務の効率化 △17人 再任用・嘱託化など △10人 事務の統廃合 △5人 事業の収束・完了 △27人 業務の委託 △26人
	総 務	439 (24)	432 (24)	△ 7	
	税 務	129 (3)	127 (4)	△ 2	
	民 生	611 (5)	582 (3)	△ 29	
	衛 生	378 (8)	383 (10)	5	
	労 働	1	1		
	農林水産	74 (3)	74 (2)		
	商 工	24	23 (1)	△ 1	
	土 木	217 (3)	210 (1)	△ 7	
	小 計	1,893 (46)	1,852 (45)	△ 41	
特別行政	教 育	545 (4)	536 (3)	△ 9	【増要因】 業務量の増加など 11人 欠員補充 1人 再任用職員の正規化 1人 【減要因】 事務の効率化 △23人 欠員 △2人
	消 防	490 (15)	487 (14)	△ 3	
	小 計	1,035 (19)	1,023 (17)	△ 12	
公営企業等会計	病 院	485 (4)	476 (4)	△ 9	【増要因】 業務量の増加など 9人 欠員補充 3人 【減要因】 事務の効率化 △2人 事業の収束・完了 △20人 再任用化 △1人 業務の委託 △11人
	水 道	179	178	△ 1	
	下 水 道	93	92	△ 1	
	そ の 他	167 (3)	156 (2)	△ 11	

	小 計	924 (7)	902 (6)	△ 22	
	合 計	3,852 (72)	3,777 (68)	△ 75	
	県派遣受入職員	7	4	△ 3	
	他の地方公共団体 派遣受入職員	1	2	1	平成 20 年度より帯広市との相互 人事交流, 平成 22 年度より岡山 市との相互人事交流
	総 合 計	3,860 (72)	3,783 (68)	△ 77	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する退職者、派遣職員などを含み、臨時または非常勤職員を除いている。

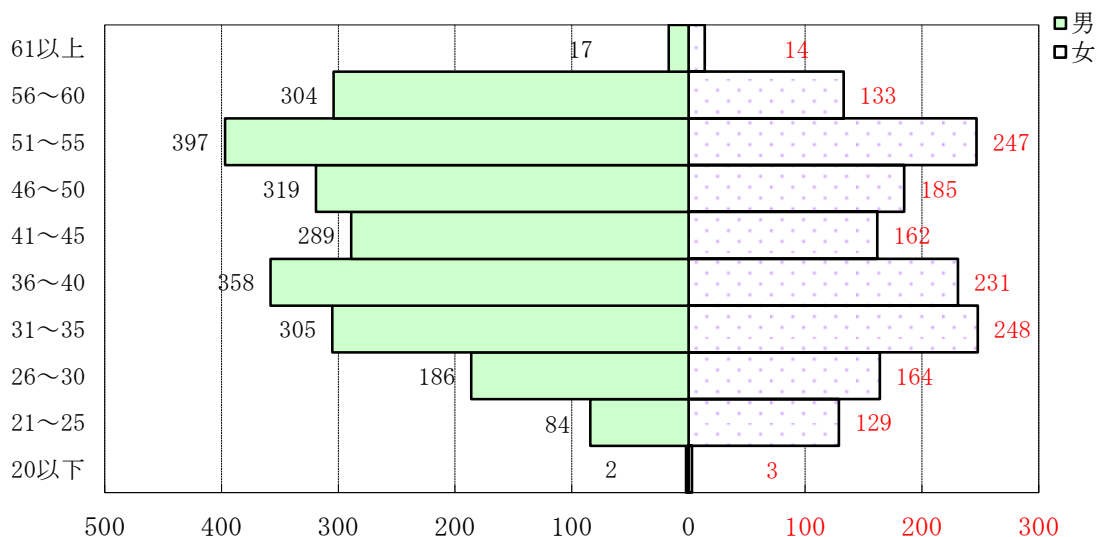
2 () 内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。



※ 年齢別男女別職員構成

(平成 22 年 4 月 1 日現在)

性別	～20	21～ 25	26～ 30	31～ 35	36～ 40	41～ 45	46～ 50	51～ 55	56～ 60	61～	総計
男	2	84	186	305	358	289	319	397	304	17	2,261
女	3	129	164	248	231	162	185	247	133	14	1,516
総計	5	213	350	553	589	451	504	644	437	31	3,777



(2) 職員数の適正化計画の数値目標および進捗状況

本市の職員数は、平成15年度に策定した職員数の適正化計画（計画期間：平成15～19年度）に基づき、厳格な管理に努めてきたが、平成17年度における近隣6町との合併効果を生かし、地方分権の推進などによる新たな行政課題にも対応した上で、さらに簡素で効率的な行政運営を図るため、平成19年7月に新たな職員数の適正化計画を策定した。

① 職員数の適正化目標

計画期間内（平成19～23年度）に職員数を431人減員する。（削減率10.4%）

② 職員数の適正化手法の概要

事務事業の廃止、縮小または見直し、アウトソーシングの積極的な活用推進、適正な職員配置、再任用職員、非常勤嘱託職員および臨時的任用職員等の活用、部内応援体制の活用、行政の情報化推進、職員の資質・能力の向上を図る中で、新たな行政需要への対応も踏まえ、計画の実現に向けて取り組む。

③ 職員数の適正化計画の年次別進捗状況

（単位：人）

区分	H18年度 （計画前年）		H19年度 （1年目）		H20年度 （2年目）		H21年度 （3年目）		H22年度 （4年目）		（参考） 数値目標	
	職員数	増減	職員数	増減	職員数	増減	職員数	増減	職員数	増減	職員数	増減
市長部門 など	3,430	—	3,341	△89	3,270	△71	3,185	△85	3,110	△75	3,040	△390
消防部門	508	—	507	△1	486	△21	490	4	487	△3	475	△33
水道部門	187	—	186	△1	182	△4	179	△3	178	△1	179	△8
計	4,125	—	4,034	△91	3,938	△96	3,854	△84	3,775	△79	3,694	△431

2 給与

1 人件費の状況（普通会計決算）

（平成 22 年度）

住民基本台帳人口 H23. 3. 31 現在	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	21 年度の 人件費
42 万 3, 462 人	1, 476 億 8, 669 万 1 千円	41 億 2, 298 万 2 千円	299 億 8, 374 万 5 千円	20. 3%	304 億 8, 714 万 6 千円

（注） 1 実質収支とは当該年度の歳入決算額から歳出決算額を差し引いた額から、翌年度へ繰り越すべき財源を控除したものである。

2 人件費には議員報酬，各種委員報酬，特別職給与，共済費等を含む。

2 職員給与費の状況（普通会計決算）

（平成 22 年度）

年度	職員数 A	給与費				1 人当り給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉	計 B	
21 年度	2, 920 人	119 億 1, 472 万 7 千円	24 億 6, 967 万 7 千円	46 億 1, 043 万 2 千円	189 億 9, 483 万 6 千円	650 万 5 千円
22 年度	2, 869 人	116 億 5, 618 万 9 千円	23 億 9, 858 万 6 千円	42 億 9, 212 万 8 千円	183 億 4, 690 万 3 千円	639 万 5 千円

（注） 職員手当には退職手当を含まない。

3 特記事項

管理職手当の削減：平成 19 年度から定額化している管理職手当の月額を平成 22 年度まで 15%減額

4 職員の平均給料月額・平均給与月額・平均年齢の状況

（平成 22 年 4 月 1 日現在）

年度	一般行政職			技能職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
21 年度	34 万 5, 326 円	41 万 4, 570 円	43 歳 0 月	34 万 3, 301 円	40 万 811 円	47 歳 0 月
22 年度	34 万 2, 225 円	41 万 1, 163 円	42 歳 11 月	34 万 4, 177 円	39 万 3, 566 円	47 歳 5 月

（注） 一般行政職には保育士を含む。

5 職員の初任給の状況

(平成 22 年 4 月 1 日現在)

区 分			高松市		国	
			初任給	採用 2 年経過日 給 料 額	初任給	採用 2 年経過日 給 料 額
一般行政職	大学卒	21 年度	17 万 2, 200 円	18 万 8, 800 円	17 万 2, 200 円	18 万 4, 200 円
		22 年度	17 万 2, 200 円	18 万 8, 800 円	17 万 2, 200 円	18 万 4, 200 円
一般行政職	高校卒	21 年度	14 万 100 円	14 万 8, 500 円	14 万 100 円	14 万 8, 500 円
		22 年度	14 万 100 円	14 万 8, 500 円	14 万 100 円	14 万 8, 500 円

6 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況

(平成 22 年 4 月 1 日現在)

区 分		経験年数 10 年		経験年数 15 年		経験年数 20 年	
		21 年度	22 年度	21 年度	22 年度	21 年度	22 年度
一般行政職	大学卒	27 万 744 円	26 万 8, 116 円	31 万 7, 488 円	31 万 4, 275 円	37 万 7, 245 円	37 万 129 円
	高校卒	22 万 300 円	22 万 300 円	27 万 9, 193 円	28 万 1, 111 円	31 万 9, 133 円	31 万 5, 633 円
技能職	高校卒	20 万 2, 000 円	20 万 4, 500 円	26 万 8, 719 円	26 万 5, 371 円	31 万 2, 400 円	26 万 857 円

(注) 1 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいうものである。

2 一般行政職には保育士を含む。

7 一般行政職の級別職員数の状況

(平成 22 年 4 月 1 日現在)

年度	区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	計
21 年度	職員数	148 人	116 人	497 人 (46 人)	417 人	337 人	177 人	29 人	16 人	1 人	1, 738 人 (46 人)
	構成比	8.5%	6.6%	28.6% (100%)	24.0%	19.4%	10.2%	1.7%	0.9%	0.1%	100% (100%)
22 年度	職員数	176 人	86 人	490 人 (42 人)	400 人	320 人	180 人	29 人	11 人	3 人	1, 695 人 (42 人)
	構成比	10.4%	5.1%	28.9% (100%)	23.6%	18.9%	10.6%	1.7%	0.6%	0.2%	100% (100%)

(注) 1 高松市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数（保育士を含む。）である。

2 () 内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

8 職員手当の状況

(1) 期末・勤勉手当，退職手当

区 分	高 松 市				国	
期末手当 勤勉手当	(平成 22 年度支給割合)				(平成 22 年度支給割合)	
		期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
	6 月期	1.25 月分 (0.65 月分)	0.7 月分 (0.35 月分)	6 月期	1.25 月分 (0.65 月分)	0.7 月分 (0.35 月分)
	12 月期	1.35 月分 (0.8 月分)	0.65 月分 (0.3 月分)	12 月期	1.35 月分 (0.8 月分)	0.65 月分 (0.3 月分)
	計	2.6 月分 (1.45 月分)	1.35 月分 (0.65 月分)	計	2.6 月分 (1.45 月分)	1.35 月分 (0.65 月分)
	職制上の段階，職務の級等による加算措置 有				職制上の段階，職務の級等による加算措置 有	
区 分	高 松 市			国		
	(支給率)	年度	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
退職手当	勤続 20 年	21 年度	23.5 月分	30.55 月分	23.5 月分	30.55 月分
		22 年度	23.5 月分	30.55 月分	23.5 月分	30.55 月分
	勤続 25 年	21 年度	33.5 月分	41.34 月分	33.5 月分	41.34 月分
		22 年度	33.5 月分	41.34 月分	33.5 月分	41.34 月分
	勤続 35 年	21 年度	47.5 月分	59.28 月分	47.5 月分	59.28 月分
		22 年度	47.5 月分	59.28 月分	47.5 月分	59.28 月分
	最高限度額	21 年度	59.28 月分	59.28 月分	59.28 月分	59.28 月分
		22 年度	59.28 月分	59.28 月分	59.28 月分	59.28 月分
	その他加算 措置	21 年度	・定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		・定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
		22 年度	・定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		・定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
	退職時特別 昇給	21 年度	無		無	
		22 年度	無		無	
	1 人当たり 平均支給額	21 年度	480 万円	2,632 万 2 千円	—	
		22 年度	236 万 8 千円	2,592 万 3 千円	—	

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 扶養手当, 住居手当, 通勤手当

(平成 22 年 4 月 1 日現在)

区分	摘要	高松市	国
扶養手当	・配偶者	1 万 3,000 円	1 万 3,000 円
	・配偶者以外の扶養親族	6,500 円	6,500 円
	・配偶者がいない場合 1 人目	1 万 1,000 円	1 万 1,000 円
	・満 16 歳の年度初めから 満 22 歳の年度末までの 子	各 5,000 円加算	各 5,000 円加算
住居手当	・最高支給限度額	2 万 7,000 円	2 万 7,000 円
通勤手当	・最高支給限度額	運賃相当額	5 万 5,000 円

(3) 特殊勤務手当

特殊勤務 手 当	職員全体に占める手当支給職員の割合		48.3%
	手当の種類 (手当数)		34
(22 年 4 月)	代表的な手当の名称	支給額の多い手当	夜間看護等手当
		多くの職員に支給 されている手当	夜間特殊業務手当

9 特別職の報酬等の状況

(平成 22 年 4 月 1 日現在)

区 分		給料月額等	
給 料	市 長	111 万円	
	副 市 長	89 万 7 千円	
報 酬	議 長	72 万 7 千円	
	副 議 長	64 万 7 千円	
	議 員	60 万 8 千円	
期 末 手 当	市 長	6 月期	1.45 月分
		12 月期	1.65 月分
	副 市 長	計	3.1 月分
		議 長	6 月期
12 月期	1.65 月分		
副 議 長	計	3.1 月分	
	議 員		

3 勤務時間その他の勤務条件

1 勤務時間

(平成 22 年 4 月 1 日現在)

開 始 時 刻	午前 8 時 30 分
終 了 時 刻	午後 5 時 15 分
週 休 日	土曜日, 日曜日
1 週間の正規の勤務時間	38 時間 45 分

(注) 職場等により, 上記と異なる場合があります。

2 その他の勤務条件

(1) 休暇

(平成 22 年 4 月 1 日現在)

休暇の種類	事 由	期 間	給料
年次休暇	一の年ごとにおける休暇	年 20 日	有給
年次休暇 一人当たりの平均取得状況 (平成 22 年) 11 日 6 時間			
病気休暇	負傷または疾病のため療養 する必要がある場合	公務上の傷病の場合 3 年	有給
		私傷病の場合 180 日	
病気休暇 取得人数 (平成 22 年度) 500 人			
介護休暇			無給
介護休暇 取得状況人数 (平成 22 年度) 3 人			
特別休暇 (主な もの)	女性職員の出産	産前8週間 (多胎妊娠の場合にあつては, 14週間) ・産後8週間	有給
	男性職員の配偶者の出産	2日	
	職員の結婚	7日以内	
	忌引	配偶者が死亡した場合 (10日以内) 父母または養父母が死亡した場合 (血族 …7日以内, 姻族…5日以内) 等	

(2) 育児休業制度

(平成 22 年 4 月 1 日現在)

種 類	事 由	期 間	給料
育児休業	3 歳に満たない子を養 育する職員	子が 3 歳に達する日までのうち職員 が希望する期間	無給
部分休業	小学校就学の始期に達 するまでの子を養育す る職員	1 日を通じて 2 時間を超えない範囲 内で, 職員の託児の態様, 通勤の状 況等から必要とされる時間	無給
新たに育児休業を取得した職員 (平成 22 年度) 男性 2 人 女性 50 人			

4 分限および懲戒処分

1 分限処分の状況

(平成 22 年度)

内 容	人 数	処分事由	根拠 (地方公務員法)
降任	0 人	適格性の欠如	第 28 条第 1 項第 3 号
休職	34 人	心身の故障	第 28 条第 2 項第 1 号

(注) 休職処分者数は, 当該年度前に処分を受け, 当該年度に引き続き休職状態にある者を含む。

2 懲戒処分状況

(平成 22 年度)

内 容	人 数	処分事由	根拠 (地方公務員法)
免職	0 人	—	—
停職	0 人	法令違反, 職務上の義務違反および全体の奉仕者たるにふさわしくない非行	第 29 条第 1 項第 1 号 " 第 2 号 " 第 3 号
減給	3 人	法令違反, 職務上の義務違反または全体の奉仕者たるにふさわしくない非行	第 29 条第 1 項第 1 号 " 第 2 号 " 第 3 号
戒告	2 人	法令違反, 職務上の義務違反または全体の奉仕者たるにふさわしくない非行	第 29 条第 1 項第 1 号 " 第 2 号 " 第 3 号

5 服 務

営利企業等従事許可の状況 (平成 22 年度) 13 件

(内訳)

- ・医師, 看護師が高松市医師会看護専門学校等へ講師として任命されたことに伴う許可等 10 件
- ・看護師が香川県看護協会の主催する健康教室への協力者として依頼されたことに対する許可等 1 件
- ・その他 2 件

6 研修および勤務成績の評定

研 修 名	期 間	受講人数 (人)
-------	-----	----------

【自主研修】

	大学公開講座受講助成	6 回	6
	香川大学大学院地域マネジメント研究科 入学助成	2 年間	2
	自主研究グループ	1 年間	42
	自治体法務検定 (政策法務)	1 回	10
自主研修合計			60

【職場研修】

	職場研修実施助成	5 職場 (9 課)	139
職場研修合計			139

【職場外研修】

【一般研修】	新規採用職員第Ⅰ部研修（行政職）	9日間	38	
	新規採用職員第Ⅰ部研修（保育士）	3日間	18	
	新規採用職員第Ⅰ部研修 （専門職（保育士以外））	4日間	16	
	新規採用職員第Ⅰ部研修（消防職）	4日間	20	
	新規採用職員第Ⅰ部（後期）研修（行政職）	2日間	37	
	新規採用職員第Ⅱ部研修（行政職）	2.5日間	38	
	新規採用職員第Ⅱ部研修（行政職以外）	2日間	51	
	新規採用職員第Ⅱ部 （老人福祉施設等派遣）研修	2日間	38	
	一般職員第Ⅰ部研修	2日間	21	
	一般職員第Ⅰ部 （コミュニティ活動体験）研修	5月～H23年2月	21	
	一般職員第Ⅲ部研修	5月～9月	23	
	係長級職員研修	5月～11月	22	
	課長補佐級職員研修	1.5日間	27	
	所属長研修	8月～H23年2月	23	
	専門職員研修	1.5日間	39	
	一般研修合計			432
	【特別研修】	コミュニケーション能力向上研修	3.5時間	22
メンタルタフネス研修		半日	32	
退職準備研修		1日間×2回	136	
教養講演会		1.5時間	100	
衛生管理研修		1.5時間	116	
安全管理研修		1.5時間	100	
安全運転研修		1時間	192	
非常勤嘱託職員研修		2.5時間×2回	87	
女性職員エンパワー研修		1.5日間	34	
公務員倫理（パワハラ）研修		3時間	37	
手話技術研修		2.5時間×3回	6	
お父さんの子育て応援研修		3時間	47	
お父さんの応援講座		2.5時間	20	
特別研修合計			929	
【派遣研修】	全国市町村国際文化研修所 （グローバル人材開発コース）	28日間	1	
	全国市町村国際文化研修所 （欧州で学ぶユニバーサルデザインによるまちづくり）	13日間	1	
	自治大学校（特別研修） （マスターコース）	1年間	1	
	自治大学校（特別研修） （マネジメントコース）	1年間	1	
	自治大学校（第2部課程）	65日間	1	
	市町村職員中央研修所研修 （33コース）	2日間～10日間	33	
	全国市町村国際文化研修所研修 （14コース）	3日間～10日間	14	
	香川縣市町職員研修センター 階層別研修（5コース）	2日間～3日間	148	
	香川縣市町職員研修センター 特別研修（32コース）	1日間～2日間	114	
	甲種防火管理者講習会	2日間	18	
	甲種防火管理者再講習会	半日間	3	

	八市職員防災研修	2日間	5
	四国地区管理監督署研修	3日間	1
	異業種交流による若手・中堅・管理職研修	3日間	5
	その他の長期派遣研修（37コース）		38
	派遣研修合計		384
職場外研修合計			1,745
総合計			1,944

2 勤務成績の評定

(1) 勤務成績の評定制度の概要

(平成22年4月1日現在)

実施日	12月1日			
対象者	職種	全職種（医師を除く。）		
	職位	課長級以下の職員		
評定者		(第一評定者)	(第二評定者)	(最終評定者)
	課長級	—	部次長	部長
	課長補佐級	課長	部次長	部長
	係長級	課長補佐	課長	部次長
一般職員	係長	課長補佐	課長	

(2) 勤務成績の評定結果の活用

勤務成績の評定結果は昇任・昇格や人事異動等の参考にしています。

7 福祉および利益の保護

1 福利厚生制度

地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、実施しなければなりません（地方公務員法第42条）。

また、共済制度は、職員またはその被扶養者の事故（病気、負傷、出産、死亡、災害等）に関して、適切な給付を行うための相互救済を目的とする制度であり（同法第43条第1項）、具体的には地方公務員等共済組合法によって香川県市町村職員共済組合（学校職員については、公立学校共済組合）が制度を運用、実施しています。

このほか、職員は、(財)香川県市町村職員互助会および高松市職員共済会に、また、商品供給事業や取次事業などを実施している高松市職員消費生活協同組合に加入しています。

福利厚生状況（平成 22 年 4 月 1 日現在）

区 分	内 容
職員の保健等に関すること	<p>○職員健康診断等</p> <p>採用時検診，一般定期検診，特別定期健診（放射線取扱業務，有機溶剤取扱業務，特定化学物質取扱業務，塩酸等取扱業務，VDT操作業務，清掃深夜業務，病院業務など）その他検診（胃レントゲン検診，婦人科検診，乳ガン検診，大腸ガン検診，腰痛・指曲がり検診，皮膚科検診など），予防接種（破傷風，B型肝炎など）</p> <p>○健康相談等</p> <p>健康・悩み事相談，メンタルヘルス相談など</p>
香川縣市町村職員共済組合（学校職員については，公立学校共済組合）	<p>○短期給付</p> <p>公務外の病気やケガの治療，出産，死亡，休業，災害時の給付</p> <p>○長期給付</p> <p>退職共済年金，障害共済年金・一時金，遺族共済年金</p> <p>○福祉事業</p> <p>保健事業（人間ドック等の実施・助成，特定健診・特定保健指導の実施，保養宿泊施設利用助成など），宿泊事業（マリンパレスさぬきの経営），貯金事業（普通貯金の受入れ），貸付事業（普通貸付，住宅貸付，災害貸付，医療貸付，入学・修学貸付など）</p>
高松市職員共済会	<p>○平成 22 年度事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給付事業（結婚給付，弔慰給付など） ・貸付事業（生活資金貸付，住宅整備資金貸付など） ・保健事業（人間ドック費用助成，インフルエンザ予防接種・歯科健診費用助成など） ・レクリエーション事業（芸術鑑賞・スポーツ観戦補助など）
香川縣市町村職員互助会	<p>○平成 22 年度事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健関係（人間ドック費用助成，家庭用常備薬配付） ・給付関係（入学祝金，死亡一時金など）

2 公務災害補償

地方公共団体は、職員が公務上または通勤途上で負傷、疾病、死亡等の災害を受けた場合は、その者またはその者の遺族もしくは被扶養者に対し、損害を補償する義務を負います（地方公務員法第 45 条第 1 項）。具体的には地方公務員災害補償法に基づき、専門的機関として設置された地方公務員災害補償基金によって補償事務が行われています。

なお、非常勤嘱託職員および臨時的任用職員については、高松市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等条例または労働者災害補償保険法の定めるところにより補償が行われます。

公務災害等の認定状況（平成 22 年度）

公務災害	通勤災害	計
33 件	4 件	37 件

3 措置要求・不服申立て

職員は、公平委員会に対して、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、適当な措置が執られるよう要求することや（地方公務員法第 46 条）、懲戒その他意に反する不利益な処分を受けたと思うときは不服申立てをすることができます（同法第 49 条の 2 第 1 項）。

公平委員会とは、長から独立した合議制の機関として置かれるもので、これらの要求や処分が適当であるかを審査し、必要な場合は勧告や指示をすることができます。

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

H21 年度末継続件数	H22 年度内要求件数	H22 年度内処理件数	H22 年度末継続件数
0 件	0 件	0 件	0 件

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

H21 年度末継続件数	H22 年度内要求件数	H22 年度内処理件数	H22 年度末継続件数
0 件	0 件	0 件	0 件